

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会		会議場所 第1委員会室 担当職員 坂田
日 時	平成26年9月22日(月曜日)	開 議	午前 10 時 50 分
		閉 議	午後 3 時 10 分
出席委員	立花 眞継 苗村 酒井 井上 藤本 西口 竹田		
理事者出席者	坂井病院事業管理者 野中管理部長 佐々木病院総務課長 中川環境市民部長 西田環境市民部市民生活・保険医療担当部長 吉村環境政策課長 塩尻環境政策課担当課長 西田環境政策課副課長 辻村環境クリーン推進課長 小川健康福祉部長 玉記健康福祉部保健・長寿担当部長 俣野地域福祉課長 猪上地域福祉課担当課長 広瀬子育て支援課長 中村障害福祉課長 松村障害福祉課副課長 小栗高齢福祉課長 山内高齢福祉課介護保険係長 大矢健康増進課長		
事務局	阿久根副課長 坂田		
傍聴者	市民 2名	報道関係者 - 名	議員 - 名()

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務局日程説明

3 陳情について

「水銀に関する水俣条約」に関する意見書採択についての陳情

<休憩 10:54～11:13>

委員会を休憩し、委員会協議会として陳情者からの趣旨説明

<立花委員長>

休憩前に引き続き、委員会を再開する。陳情の取り扱いをどうするか。

<竹田委員>

聞き置く程度が良い。

<苗村委員>

委員会で意見書が提出できればと考える。

<藤本委員>

大事なことであり、意見書が提出できればと考える。

<酒井委員>

竹田委員が聞き置く程度が良いとする理由は。

<竹田委員>

意見書の内容は理解するが、趣旨説明の中で特定非営利活動法人コンシューマーズ京都と一般社団法人蛍光管リサイクル協会の関係について疑問を感じた。常任委員会として調査と議論を行い、全会一致で意見書の提出ができればと考える。

<立花委員長>

全会一致ではないため、委員会発議で意見書の提出はしない。

4 議案審査

[理事者入室] 市立病院

< 病院事業管理者 >

あいさつ

(1) 第 8 号議案 亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

< 病院総務課長 >

資料に基づき説明

～ 11 : 25

[質疑]

なし

[理事者退室]

～ 11 : 25

[理事者入室] 環境市民部

< 環境市民部長 >

あいさつ

(2) 第 1 号議案 平成 26 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 2 号)

< 各担当課長 >

資料に基づき順次説明

～ 11 : 35

[質疑]

< 井上委員 >

アユモドキが棲み続ける環境保全事業経費の契約方法と調査内容は。

< 環境政策課長 >

現在実施の環境調査は近畿技術コンサルタンツ株式会社、共生ゾーン整備のための
実証実験は、保津地域アユモドキ保全協議会に委託しており、業務発注は現在の委
託先を含めて検討している。環境調査はアユモドキの冬期における生息環境調査、
実証実験は本年度に実施した実証実験地を更に改良する整備費用である。

< 環境市民部長 >

平成 25 年度予算で実証実験地 3 ケ所を造成整備する予定をしていたが、専門家会
議から継続して慎重に検討するとの提案を受け、平成 25 年度予算を不用額として、
平成 26 年度予算で整備した。今回、平成 27 年度に向けて更に改良する必要がある
ため、共生ゾーン整備に向けた経費約 1100 万円、アユモドキの生息環境調査
等の経費約 1600 万円、計 2700 万円を増額補正。アユモドキの調査内容には
大きく分けて、生息分布と生息環境がある。平成 26 年度予算は先生方の意見を聞
きながら編成をしたが、専門家会議から平成 26 年度のアユモドキの動向等を鑑み
て、より深く分析する意見が出されたので調査を実施する。

< 井上委員 >

近畿技術コンサルタント株式会社と保津地域アユモドキ保全協議会の金額内訳は。

<環境市民部長>

内訳は予定であるが、生息環境調査約1600万円、実験地造成の整備費用約1100万円である。契約方法は現在の契約先を含めて検討している。

<酒井委員>

現状のアユモドキが生息している環境を調査するものであり、スタジアム建設により環境が変わることで、アユモドキがどういう影響を受けるかという調査ではないと以前に確認をしたがそのとおりか。

<環境市民部長>

以前とはいつの事が分からないが、自然環境関連分として文化庁の補助を受けて行なっている事業はスタジアムと関係のない事業。それ以外の事業はスタジアム関連分として、京都府と亀岡市が合同で設置する専門家会議でスタジアム建設による影響評価を行うための調査事業。

<酒井委員>

今回の調査や実験地整備等の費用は15億円に含まれているのか。

<環境市民部長>

まちづくり推進部が都市計画公園事業における経費を15億円と概算している。環境市民部ではアユモドキのサンクチュアリ共生ゾーン整備のための調査とスタジアム公園整備による影響調査の費用であり、15億円には含んでいない。

<酒井委員>

臨時会の総務文教常任委員会審査時に、スタジアム関連でこれ以上費用が膨らむことがないのか確認された。今後、専門家会議から求められれば、更に費用が膨らむ可能性があるのか。

<環境市民部長>

専門家会議の結論はまだでていないが、平成25年と26年度に十分調査していく考え方で一番調査経費が必要な年度である。

<酒井委員>

しっかりしたものを作るのは大事なことである。これ以上費用が増えないかは専門家会議でどんな意見が出てくるかにより変わる可能性があり、今後も増えるという理解でよいか。

<環境市民部長>

アユモドキは天然記念物で希少動植物種のため、他とは異なる種類の淡水魚である。アユモドキを守ることにについて、全てが亀岡市の責任という訳ではないが、現にアユモドキが棲んでいる市として、引き続き保護増殖に努めていくため、通常かかる経費は今後もかかってくることはあり得る。

<苗村委員>

当初予算5962万1千円の内訳について、文化庁補助事業1216万6千円であるが、補助事業と単費事業の区分けはどうなっているのか。

<環境市民部長>

文化庁の補助事業は平成24年度から本年度で3年目である。延長はあり得るが、基本3年計画で緊急調査事業を行っている。スタジアム関連の事業は、スタジアム候補地が亀岡市に決まってからの調査事業である。

<苗村委員>

緊急調査事業は基本3年計画と決まっているが、同じアユモドキの調査を行うのに、補助金はつかないのか。

<環境市民部長>

文化庁の補助事業とスタジアム関連の調査事業は、エリアを区分けしており、分布や生息環境等の調査が重なることはない。スタジアム関連共生ゾーン整備等の補助金を文化庁や環境省に対し、京都府を通じて直接に要望をしているが、まだ決定を受けていない状況である。

<苗村委員>

補助金がつく可能性はあるのか。

<環境市民部長>

補正予算分は、これまでから要望しているが、まだついていない。来年度以降は未定。

[理事者退室]

~ 11 : 52

<休憩 11 : 52 ~ 13 : 00 >

[理事者入室] 健康福祉部

<健康福祉部長>

あいさつ

(3) 第1号議案 平成26年度亀岡市一般会計補正予算(第2号)

<各担当課長>

資料に基づき順次説明

~ 13 : 10

[質疑]

<苗村委員>

P13、セーフティネット支援対策事業経費の委託内容は。

<地域福祉課担当課長>

全国手話研修センターへの委託料であり、事業充実のため就労相談員1名を増員する報酬の増額である。

<苗村委員>

センターの相談者は、市の窓口で案内をしているのか。

<地域福祉課担当課長>

地域包括支援センターや障害福祉課、高齢福祉課からの紹介、また市の広報や案内パンフレット等を見て直接センターに行かれる方も多い。8月末の件数が32件、年齢は65歳以上が44%。主な相談は生活費に関わる内容である。また、生活保護の必要性がある方1名の報告を受けて対応している。

<苗村委員>

実際に就労された人数は。 全国手話センターに委託している理由は。

<地域福祉課担当課長>

現在4人が相談中でケースプランを策定し、就労支援を行っている。 約3年前から京都府が就労支援事業を委託している。

<苗村委員>

実際に就労された方はないのか。

<地域福祉課担当課長>

現在、就労された方はいない。

- (4) 第 2 号議案 平成 26 年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
< 高齢福祉課長 >
資料に基づき説明

～ 13 : 19

[質疑]
なし

- (5) 第 3 号議案 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
(6) 第 4 号議案 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(7) 第 5 号議案 亀岡市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
(8) 第 6 号議案 亀岡市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
(9) 第 7 号議案 亀岡市福祉事務所設置条例及び亀岡市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

< 子育て支援課長 >
資料に基づき説明

～ 13 : 42

[質疑]

< 苗村委員 >

第 4 号議案 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、市長が亀岡市の公的責任で設置委託した保育を行うと議会答弁をしている。公立保育所再編整備計画では、子どもの人数が減少する中で、集団を大きくしなければならないとしており、20人未満の小規模保育所を新たに設置できる条例とは矛盾している。また家庭的保育事業と小規模保育事業 B・C 型、居宅訪問型保育事業の条例は必要ないと考えている。見解は。

< 子育て支援課長 >

条例は国の基準に基づき受け皿として設定している。市長が議会答弁しているように、現在は公立と私立の施設型保育以外の家庭的保育事業は考えていない。今後のニーズが出てきた時のためである。公立保育所再編整備計画との関係は、家庭的保育事業は 0 歳から 2 歳までの施設であり、集団保育が必要なのは 4 歳 5 歳である。

< 酒井委員 >

国に従うべき基準と、市独自で定める基準があるが、市独自に定めた基準はどの部分か。

< 子育て支援課長 >

基本的に国の従うべき基準で定めている。参酌すべき基準についても最低基準を網羅し、質が下がらないように設定している。市独自に定めているのは暴力団排除追放の部分である。

< 苗村委員 >

児童福祉法 24 条の 1 項と 2 項で保育士資格に差はあるか。

< 子育て支援課長 >

地域型保育事業で、小規模保育事業 A・B 型の資格は保育士、C 型と家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業の資格は、家庭的保育者で市町村長が行う研修を終了した

保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者としている。亀岡市では同等以上の知識及び経験を有する者を資格者と位置づけ、内規を策定していく。

< 苗村委員 >

設備は変わるのか。

< 子育て支援課長 >

設備も変わらない。

< 苗村委員 >

給食に関しての調理室や調理員問題に格差がある。見解は。

< 子育て支援課長 >

現在、児童福祉施設の設備、運営に関する基準に基づいており、給食も自園調理している。今回の条例で一部搬入を認めているが特例であり、亀岡市は基本的に自園調理を考えており現状と変わらない。

< 苗村委員 >

保育室等を2階以上に設置する場合、火災等の危険があり問題と考えるが。

< 子育て支援課長 >

亀岡市が認可確認を行うので、十分に配慮する。

< 酒井委員 >

亀岡市では保育士と同等以上の知識及び経験を有する者を保育士と認める等を条例で定める考えはなかったのか。

< 子育て支援課長 >

条例で定めることは考えていなかった。今後、具体的に提示できるように検討する。

< 酒井委員 >

認定時点で市が主体性を発揮すると説明されたが、条例制定時にも主体性が発揮できるので、今後保育を必要とする基準の条例制定時に考慮されたい。国の基準がなかなか出ない中であるが、子ども・子育て会議で議論されている内容を生かし、亀岡市の今後をはっきり提示していけるように願う。今後の方向性はどうか。

< 子育て支援課長 >

来年度からの5ヶ年計画を策定するにあたり、現在、子ども・子育て会議で検討を進めている。意見を考慮しながら策定していきたい。

< 苗村委員 >

居宅訪問型保育事業について、ベビーシッター等のニュースもあり、問題が起きないための担保が必要である。事業の必要性はどうか。

< 子育て支援課長 >

居宅訪問型保育事業の要件として、特例的な対応のため通常は考えていない。病気や障害などで集団保育ができない場合の特別な対応である。

< 苗村委員 >

病気や障害などの場合であれば、なおさら専門的な知識を持つ有資格者が望ましいと考えるが。

< 子育て支援課長 >

現在は居宅訪問型保育事業を含めた家庭的保育事業を考えていない。今後ニーズが出てきた場合に、十分配慮する中で認可確認をしていきたい。

< 竹田委員 >

新しい保育事業者がどんどん出てくるのでなく、ニーズが出てきた場合に、現在行っている施設が認可を受けて行うことになるとの認識で良いか。

<子育て支援課長>

基本的に現在の施設が手を挙げていただければ、お願いをしていかなければならないと考えている。

<竹田委員>

認可側が指導するうえで、既存の施設に機能を持たせていくべきと思う。ニーズに対応するため、安全安心が大切でありそのようにしていただきたい。

<健康福祉部長>

居宅訪問型、家庭的保育事業については、具体的な定めが必要と考えている。資格の問題は、既存の保育所と差が無いように、新しい事業者が来た場合に亀岡市は有資格者での考えを持っていると明文化していきたい。面積用件や高さの問題は、現在の亀岡市内の保育所は2階建てであり、3階建ては不安があるので、2階までということの基準を持っていたい。訪問型も一定の制約はあるが、そのことだけでは十分ではないので、後方支援として障害者支援施設と連携を行うなど、事業所に十分投げかけながら書類上や総合的に判断し事業認可をしていく。そういったことなどを担保する必要があるので、今後内規等で制度化していきたい。

<立花委員長>

条例は複雑な内容なので、一覧で分かる資料提出を願う。先程の部長答弁は非常に重要だと考える。内規はいつ策定されるのか分からないが、委員会に提出をしていただきたい。

<健康福祉部長>

一覧表は提出する。内規や基準づくりを早急に行い、計画策定時には委員会に提出する。

~ 14 : 09

5 行政報告

亀岡市新型インフルエンザ等対策行動計画について

<健康福祉部長>

概要説明

<健康増進課長>

資料に基づき説明

<質疑>

なし

~ 14 : 17

[理事者退室]

<休憩 14 : 17 ~ 14 : 30 >

[自由討議]

<酒井委員>

陳情は大変良い内容だと思う。委員会で今後検討ができればと考える。

<苗村委員>

水銀の問題は急務であり、亀岡市として積極的に答えていくことは大事である。も

ちろん全会一致が一番良いが、今定例会で意見書が提出できるようであれば検討できればと考える。

<井上委員>

陳情内容は悪くなく環境を考えれば必要だと考える。陳情書の提出団体は、どのような団体か分からないが、聞き置く程度ではなく意見書として提出できればと考える。

<竹田委員>

聞き置く程度で終わると言った訳ではない。陳情の内容に問題はないが、陳情者の趣旨説明で納得できないところがあった。委員会や各会派で議論が必要と考える。

<眞継副委員長>

竹田委員に確認する。陳情内容に異論はなく陳情団体に対して利益誘導があるのではないかを危惧しているのか。

<竹田委員>

陳情者の心配は確かにある。現在、国で検討中というが、国の状態についても調査して、委員間で論議が必要である。

<眞継副委員長>

心配の内容は一部理解する。趣旨説明では長く継続できる仕組みが必要ということで、拡大生産者責任についても説明があった。どのような収入が発生しているのか分からないが、全体として処理していかなければならないと言うのは事実である。全体の仕組みを考えないといけないので、意見書として取り上げていくのが良いと思う。

<藤本委員>

水銀に関する水俣条約が採択されたが、国による具体的な回収システム等が制定されていないので、国に対して制度を設けて回収するという意見書が提出できればと考える。陳情者団体についても、偏った団体ではないと感じる。

<西口委員>

竹田委員と同意見で、もう少し団体を含めて調査する必要がある。水銀に関しての取扱いが大事というのは一致している。意見書の内容は良いが、ひっかかっているのも確かである。なぜこの陳情団体がこのような動きをしたのか、全国的に大きな動きがあるはずで、全国的な状況を確認したい。

<立花委員長>

この陳情書について、委員会で意見書の提出をしないが、各会派での議論の結果で意見書を出すとなれば議会運営委員会で確認することになる。

<酒井委員>

子ども子育て関連の条例について、健康福祉部長から積極的に担保がとれる内容を内規等で考えていきたいと答弁があった。今後は内規ではなく条例として、議会が関与できる形を求めていきたいと考える。

<苗村委員>

指摘した部分は条例に残っており、ベビーシッターの問題等不安が拭えない。酒井委員の意見のように、執行部任せではなく、担保できるものを条例改正も含めて、執行部に言っていく必要がある。

<立花委員長>

今後の展開される内容を条例でなく、資料として一覧表で説明されないと理解しにくい。

<酒井委員>

内閣府からの基準が遅く、対応が難しいなかで新年度から行わないといけないので提案がされたのだと考える。亀岡市はしっかりと行うという姿勢であり、今後、委員会で意見ができればと考える。

<立花委員長>

12月定例会に子ども子育て関連三法の関係条例が提案されると考える。その時点で検討を行う。

～ 14 : 48

6 討論～採決

[討論]

<酒井委員>

第3号議案から子ども子育て関連条例議案について、今後、亀岡市としての考え方を条例などで担保し、議会が関与できる形で提案されることを望み賛成とする。

<苗村委員>

第1号議案、アユモドキが棲み続ける環境保全事業経費について、財源が一般財源であり、大規模スポーツ施設関連の調査をするのであれば、本来は京都府が責任を持って行うべきで反対とする。都市計画公園事業における経費の15億円と共生ゾーンの経費は別として経費が膨らんでおり、大きな問題である。第3号議案と第4号議案について、今後内規を検討するとの考え方が出されたが、条例として定めないということ、指摘した訪問型保育等も全国で色々な問題が起こっており反対とする。

<藤本委員>

第1号議案の補正予算について別段問題ない。条例関係は、国の案のままだと感じるが致し方ない。市独自の質の担保が説明では見えないが、一覧表の提出を受けた上で、議論を行えば良い。第8号議案は、地方公営企業法の改正に伴うものであり致し方ない。賛成とする。

<酒井委員>

第1号議案に賛成。アユモドキが棲み続ける環境保全事業経費について、確かに問題があると感じるが、保全していかないといけないのは事実であり、亀岡市が誘致する際に市の責任で全てやるとしており、府に助けてもらうのも難しい。非常に痛い出費で国庫補助の見通しもないままで問題があるが賛成。随意契約について、今後も発生していくのであれば、注視していきたい。

<井上委員>

概ね賛成。子ども子育て関連三法に関する条例について、迅速な対応が必要で、子育てしやすい市として、柔軟なスタイルを検討して実用に即した内容で行われたい。

[採決]

第1号議案	挙手	多数	可決(反対:苗村)
第2号議案	挙手	全員	可決
第3号議案	挙手	多数	可決(反対:苗村)
第4号議案	挙手	多数	可決(反対:苗村)
第5号議案	挙手	全員	可決
第6号議案	挙手	全員	可決
第7号議案	挙手	全員	可決

第8号議案 挙手 全員 可決

<立花委員長>

委員長報告は次回委員会で調整する。

<全員了>

~ 15 : 00

7 陳情・要望について

軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

<立花委員長>

本委員会としては聞き置く程度する。

<全員了>

~ 15 : 02

8 その他

(1) 議会だよりの掲載事項について

<立花委員長>

意見はあるか。

<竹田委員>

子ども子育て関連の条例を掲載するのであれば、限られた字数では伝わりにくい。制度の特集をした上で、審査内容を掲載できればと考える。

<酒井委員>

子ども子育て関連についての特集が難しくても、審査の中で保育の質を確保することを確認したと掲載すればどうか。

<藤本委員>

アユモドキが棲み続ける環境保全事業経費、セーフティネット支援対策事業、水痘と高齢者の肺炎球菌の定期予防接種の補正増額を掲載すればどうか。

<酒井委員>

第1号議案を掲載するのであれば、アユモドキが棲み続ける環境保全事業経費で、アユモドキの保全是大変重要であるということ、市単費で行うことの議論があった部分を掲載すればどうか。

<立花委員長>

各委員の意見を踏まえて、正副委員長で検討し、次回の委員会で報告する。

<全員了>

<休憩 15 : 06 ~ 15 : 08 >

(2) 次回の月例開催について

<立花委員長>

次回委員会日程について何かあるか。

<眞継副委員長>

10月8、9、10日は全国都市問題会議に出席しており、それ以外の日程で願う。

<酒井委員>

10月14日の午前中に議員団研修があるので、午後にすればどうか。

<立花委員長>

次回月例会を10月14日(火)午後1時30分から開催する。

散会 ~ 15:10